

# 一般社団法人北海道損害保険代理業協会

## 会費規則

(総則)

第 1 条 一般社団法人北海道損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 42 条の規定に基づき、第 8 条に定める本会の入会金および会費につき定款の定めるほか、本規則を定める。

(入会金)

第 2 条 入会金は正会員 3,000 円とする。

(会費)

第 3 条 会員は、会費の種類により次の会費を納入する。

- (1) 正会員 年額 36,000 円とする。
- (2) 一般会員 年額 10,000 円とする。
- (3) 賛助会員 年額 60,000 円とする。

(会費の納入方法)

第 4 条 会費は口座振替またはその他の方法によるものとする。

(中途入会の会費)

第 5 条 中途入会の正会員会費は、入会 4 月 33,000 円、5 月 30,000 円、6 月 27,000 円、7 月 24,000 円、8 月 21,000 円、9 月～12 月 20,000 円、1 月 6,000 円、2 月 3,000 円、3 月 0 円とする。

(会費発生期限)

第 6 条 継続正会員の会費発生期限は、5 月末日とする。

(会費の滞納)

第 7 条 会員は、当年度内に会費を納めないものは、退会するものとする。

2. 前項で定款第 10 条（三）に該当することの確認は、理事会で行う。
3. 退会者は滞納会費を完納しなければならない。

(変更)

第 8 条 本規則の改廃は、定款第 42 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

2. 第 2 条および第 4 条に定める入会金・会費の額と納入方法を改廃するときは、総会の決議を経なければならない。

平成 31 年 1 月 18 日 理事会改定

令和 3 年 1 月 15 日 理事会改定

※ 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

※ 預金口座振替 集金代行委託先：(株)SMBCファイナンスサービス(株)

※ 振替日：毎年 6 月 6 日(年 1 回のみ)

※ 入会金と中途入会の会費は支部で集金。